

— はじめに —

福岡市では、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

令和3年度からの3ヵ年を計画期間とする第8期福岡市介護保険事業計画においては、第7期計画に引き続き、日常生活圏域について、概ね中学校区単位を基本とする59圏域を設定し、身近な地域に、多種・多様なサービスが存在し、利用者にとって適切なサービスが提供されるように事業所整備を推進するとともに、以下の整備方針に基づき整備を進めます。

＜第8期計画期間における整備方針＞

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

特別養護老人ホームは社会福祉法人が運営する事業であり、地域包括ケアの拠点としての役割も期待されていることから、事業計画にあたっては、地域の実情を把握し、その実情に応じた支援を積極的に提案するなど、地域の方や医療機関、他の介護保険事業所、関係団体等との連携・関わりを密にさせていただき、地域に開かれた事業所運営を目指してください。

— 目次 —

1	募集内容について	1
2	応募要件について	2
3	応募手続きについて	3
4	施設開設までの日程について	10
5	審査・採択方法について	11
6	施設計画・人員基準について	15
7	資金計画について	22
8	法人について	25
	(別紙1) 日常生活圏域別整備状況	27